

第 35 号議案

滋賀県教育委員会表彰規則の一部改正について

滋賀県教育委員会表彰規則（昭和 32 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日

滋賀県教育委員会

別表中

「 職 氏 名

印

を

「 職 氏 名

に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和3年(2021年)9月3日
9月定例教育委員会
第35号議案関係資料
第36号議案関係資料
第37号議案関係資料
第38号議案関係資料
第39号議案関係資料

「滋賀県教育委員会表彰規則」の一部改正について

「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程」の一部改正について

「滋賀県立学校職員服務規程」の一部改正について

「滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則」の一部改正について

「指導が不適切な教員の認定等に関する規則」の一部改正について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症等への対応が求められる中、内閣府に設置された規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しについてとりまとめられた内容をもとに、総務省から技術的助言※があったことを踏まえ、本県においても令和2年度より全庁的に行政機関における書面規制、押印、対面規制の見直しが進められているところである。

今般、国の対応方針に準じた見直しのうち、県の内部手続の中でも人事、給与、服務に関する教育委員会所管の規則・訓令について所要の改正を行うもの。

※「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知)

2 改正内容

- ・各規則および訓令の様式中、「印」等の記載を削除し、押印を不要とします。
(別添新旧対照表のとおり)
- ・当分の間、旧様式に所要の調整を加えて使用することができるものとします。

3 施行日

令和3年10月1日

滋賀県教育委員会表彰規則新旧対照表

旧				新			
第1条から第5条まで 省略 別表				第1条から第5条まで 省略 別表			
推薦書				推薦書			
推薦者		職氏名 <small>㊟</small>		推薦者		職氏名	
被推薦者	現住所			現住所			
	氏名			氏名			
	生年月日		満年齢	生年月日		満年齢	
	最終学歴			最終学歴			
	現職			現職			
	前職			前職			
	今までに受けた表彰等			今までに受けた表彰等			
	推薦の理由	1 美辞麗句を廃し、理由とする事項を具体的に記入すること。 2 上記の理由に必要な参考書類、写等は別紙として添付すること。		推薦の理由	1 美辞麗句を廃し、理由とする事項を具体的に記入すること。 2 上記の理由に必要な参考書類、写等は別紙として添付すること。		
注 団体についての推薦書は、本表に準じて作成すること。				注 団体についての推薦書は、本表に準じて作成すること。			